

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成18年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成17年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。競争試験は一般事務、農業、土木等の職種ごとに人事委員会が実施しており、選考は国や他の地方公共団体の職員を県の職員として任用する場合等に各任命権者が人事委員会の承認を得て行っています。

区 分	平成17年度				平成16年度					
	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	計	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	計
一般行政職員	94人	42人	90人	41人	184人	113人	45人	93人	41人	206人
教 員	—	—	171人	97人	171人	—	—	234人	137人	234人
警 察 官	52人	5人	12人	—	64人	67人	—	8人	—	75人
計	146人	47人	273人	138人	419人	180人	45人	335人	178人	515人

(注)一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。

(2) 職員の異動の状況（平成17年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。平成17年度は、一般行政職員のおおむね3人に1人が異動したことになります。

区 分		平成17年度		平成16年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部 長 級	12人	1人	6人	—
	次 長 級	46人	2人	41人	4人
	課 長 級	226人	20人	186人	19人
	課長補佐級	265人	48人	281人	37人
	係 長 級	361人	78人	401人	63人
	一般職員等	694人	243人	715人	228人
	計	1,604人	392人	1,630人	351人
教 員	校 長	67人	10人	98人	23人
	教 頭	71人	13人	118人	34人
	教 諭 等	784人	373人	676人	321人
	計	922人	396人	892人	378人
警 察 官	警 視	45人	—	49人	—
	警 部	79人	—	90人	—
	警 部 補	161人	1人	130人	—
	巡 査 部 長	146人	4人	142人	8人
	巡 査 等	168人	12人	191人	9人
	計	599人	17人	602人	17人

(3) 職員の退職の状況（平成17年度）

区 分	平成17年度				平成16年度			
	一般行政 職 員	教 員	警察官	計	一般行政 職 員	教 員	警察官	計
定年退職	62人	42人	11人	115人	83人	84人	17人	184人
勸奨退職	5人	16人	5人	26人	10人	10人	7人	27人
早期退職	72人	22人	9人	103人	38人	32人	8人	78人
普通退職	66人	26人	14人	106人	64人	30人	6人	100人
分限免職	—	—	—	—	—	—	—	—
懲戒免職	—	1人	—	1人	2人	2人	—	4人
失 職	—	—	—	—	—	—	—	—
死亡退職	5人	—	1人	6人	4人	4人	1人	9人
計	210人	107人	40人	357人	201人	162人	39人	402人

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成18年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めていますが、平成14年度からは、雇用のためのニューディール政策の一環として、地方機関、教育現場等のこれまで対応が十分にできなかった課題等を抱えている部署に職員を増員して配置しています。

職員を増員して配置する期間は、平成14年度から平成19年度までの6年間としており、増員数の上限は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4

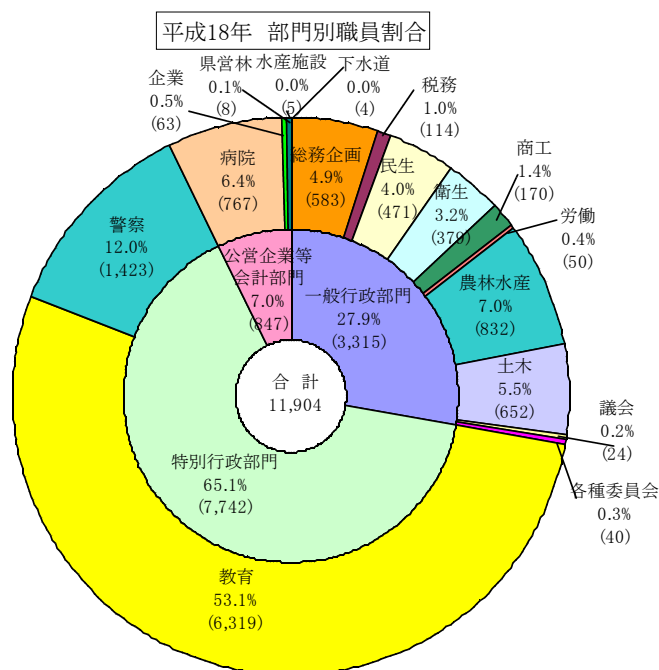
号) で定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分		職 員 数				
部 門		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
一般行政部門	総務企画	529人(25)	537人(8)	568人(31)	579人(11)	583人(4)
	税務	112人(1)	113人(1)	110人(Δ3)	114人(4)	114人(0)
	民生	474人(Δ3)	481人(7)	476人(Δ5)	477人(1)	471人(Δ6)
	衛生	369人(6)	384人(15)	387人(3)	388人(1)	379人(Δ9)
	商工	166人(7)	170人(4)	168人(Δ2)	166人(Δ2)	170人(4)
	労働	47人(Δ2)	50人(3)	51人(1)	55人(4)	50人(Δ5)
	農林水産	918人(Δ21)	921人(3)	893人(Δ28)	865人(Δ28)	832人(Δ33)
	土木	681人(11)	677人(Δ4)	665人(Δ12)	661人(Δ4)	652人(Δ9)
	議会	23人(0)	24人(1)	23人(Δ1)	23人(0)	24人(1)
	各種委員会	39人(0)	39人(0)	39人(0)	40人(1)	40人(0)
計	3,358人(24)	3,396人(38)	3,380人(Δ16)	3,368人(Δ12)	3,315人(Δ53)	
特別行政部門	教育	6,064人(17)	6,130人(66)	6,224人(94)	6,268人(44)	6,319人(51)
	警察	1,370人(2)	1,397人(27)	1,398人(1)	1,415人(17)	1,423人(8)
計	7,434人(19)	7,527人(93)	7,622人(95)	7,683人(61)	7,742人(59)	
普通会計計		10,792人(43)	10,923人(131)	11,002人(79)	11,051人(49)	11,057人(6)
公営企業等会計部門	病院	725人(3)	746人(21)	740人(Δ6)	738人(Δ2)	767人(29)
	企業	72人(0)	71人(Δ1)	69人(Δ2)	69人(0)	63人(Δ6)
	県営林業	16人(0)	9人(Δ7)	9人(0)	8人(Δ1)	8人(0)
	水産施設	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)
	下水道	6人(0)	6人(0)	6人(0)	6人(0)	4人(Δ2)
計	824人(3)	837人(13)	829人(Δ8)	826人(Δ3)	847人(21)	
合計	11,616人(46)	11,760人(144)	11,831人(71)	11,877人(46)	11,904人(27)	
	[条例定数]	[12,633人]	[12,612人]	[12,625人]	[12,482人]	[12,506人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。



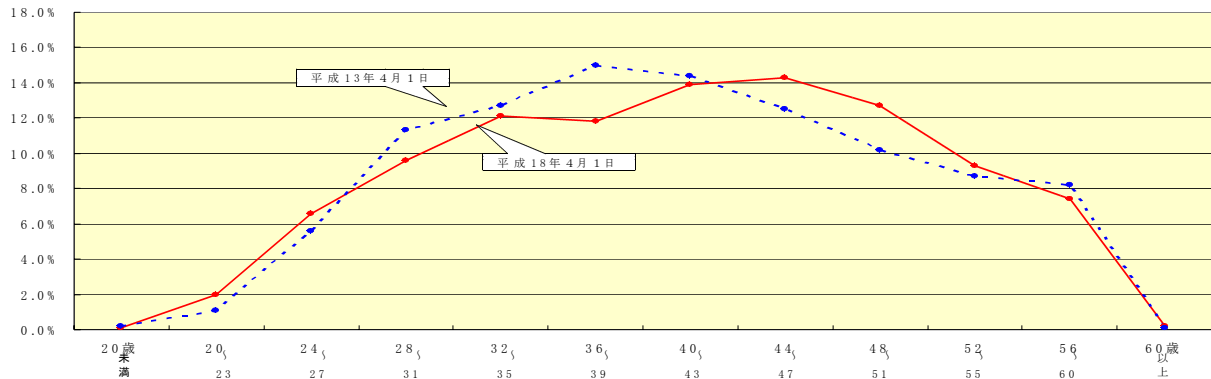
(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因（平成18年4月1日現在）
部門別の職員数の主な増減理由は、以下のとおりです。

部 門		増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	総務企画	4	東部総合事務所等の設置による増等、電気機械保守業務の外部委託に伴う減等
	税務	0	業務執行体制の見直しによる減等
	民生	△6	重症心身障害児入所施設の閉所に伴う増等、知的障害児施設の入所定員の見直しに伴う減等
	衛生	△9	東部総合事務所等に生活環境局を設置したことによる増等、衛生監視指導業務の体制の見直しによる減等
	商工	4	企業誘致業務の体制の強化による増等、指定管理者制度の導入による減等
	労働	△5	障害者の施設内職業訓練に係る体制整備による増等、高等技術専門校の学科の見直しによる減等
	農林水産	△33	和牛全国共進会の開催の準備による増等、事業量の減少に伴う体制の見直しによる減等
議木会	△9	総合事務所の入札業務の一元化による増等、事業量の減少に伴う体制の見直しによる減等	
各種委員会	1	法制機能強化による増	
計	0		
計	△53		
特政 別部 行門	警察	51	全国スポーツレクリエーション祭の開催による増等、学校の統廃合等による減等
	警察	8	政令による警察官の増等
計	59		
普通会計	計	6	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	病院	29	新生児集中治療室等の開設による看護業務の増等、調理業務の減等
	企業	△6	工業用水運転監視業務の一部の外部委託化による減等
	県営	0	
	水産施設	0	
	下水道	△2	公社・事業団への職員派遣に伴う減等
計	21		
合 計	計	27	

(6) 職級別の職員数の状況（平成18年4月1日現在）
職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区 分		平成18年4月1日現在			平成17年4月1日現在		
		職員数 A	うち女性数 B	割合 B/A	職員数 C	うち女性数 D	割合 D/C
一 般 行 政 職 員	部 長 級	20人	1人	5.0%	18人	—	—
	次 長 級	69人	4人	5.8%	66人	6人	9.1%
	課 長 級	406人	33人	8.1%	404人	29人	7.2%
	課長補佐級	612人	112人	18.3%	598人	102人	17.1%
	係 長 級	987人	201人	20.4%	967人	196人	20.3%
	一般職員等	3,112人	1,497人	48.1%	3,194人	1,500人	47.0%
計	5,206人	1,848人	35.5%	5,247人	1,833人	34.9%	
教 員	校 長	244人	52人	21.3%	249人	53人	21.3%
	教 頭	287人	74人	25.8%	292人	75人	25.7%
	教 諭 等	4,971人	2,494人	50.2%	4,899人	2,452人	50.1%
	計	5,502人	2,620人	47.6%	5,440人	2,580人	47.4%
警 察 官	警 視	62人	—	—	62人	—	—
	警 部	127人	—	—	124人	—	—
	警 部 補	310人	1人	0.3%	311人	—	—
	巡 査 部 長	331人	9人	2.7%	327人	8人	2.4%
	巡 査 等	366人	28人	7.7%	366人	29人	7.9%
計	1,196人	38人	3.2%	1,190人	37人	3.1%	
合 計	計	11,904人	4,506人	37.9%	11,877人	4,450人	37.5%

(7) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
平成18年	11人	244人	788人	1,148人	1,440人	1,407人	1,659人	1,699人	1,506人	1,107人	876人	19人	11,904人
平成13年 (5年前)	24人	129人	643人	1,304人	1,473人	1,732人	1,664人	1,450人	1,184人	1,006人	953人	8人	11,570人

(8) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

鳥取県は、定員適正化計画を策定していませんが、年度ごとに事務事業を精査の上、定数の見直しを実施しています。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の給与の状況

(1) 給与制度の適正化の取組みについて

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度以降は以下の見直しを実施しました。

項 目	平成17年度以降における適正化の内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止） 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止） 主査：7～8級→廃止（8級はH13年度から凍結） 	平成18年2月1日 (経過措置あり)
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止：13手当（訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等） 支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） 手当の減額（医療業務手当） 	平成18年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 へき地手当の支給率の引下げ（4/100～16/100→1/100～6/100） 	平成18年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国の同一又は類似職種（行政職俸給表（二））の給与水準相当まで引下げ（従来は行政職7級相当水準） 職責との関係が不適切な職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級相当とする。 	平成17年9月1日 (経過措置あり)

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（勤務実績・成績に応じ給金を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成18年3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	平成16年度 の人件費率
平成17年度	610,434人	375,039,604千円	4,158,747千円	99,705,668千円	26.5%	25.7%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事、副知事及び出納長の報酬等が含まれます。

(3) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
平成18年度	11,726人	48,216,024千円	9,229,467千円	19,549,632千円	76,995,123千円	6,566千円
平成17年度	11,751人	48,354,603千円	9,136,392千円	19,401,549千円	76,892,544千円	6,543千円

(注) 1 給与費は、各年度の当初予算に計上された額です。

2 給与費は、(4)の「職員の給与の削減のための特例措置」が反映された額です（以下、鳥取県の給与額について同じ。）。

3 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 職員の給与の削減のための特例措置の状況（平成18年4月1日現在）

鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、

それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てています（施策は、平成19年度まで実施します。）。

また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度以降も引き続き3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えていくこととしています。

削減措置の内容は、次のとおりです。

ア 一般職

区分	部長等	若年職員	その他の職員
減額率	5%（6%）	3%（4%）	4%（5%）
減額対象の給料等の種類	給料、地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当		

(注) 1 若年職員とは、行政職給料表の1級38号給以下相当の職員（大学卒業直後の採用からおおむね3年以内の職員等）です。

2 () 内は平成17年度以前の減額率です。

イ 特別職

区 分	知 事	副 知 事	出 納 長	議 長	副 議 長	議 員
減 額 率	7 %	7 %	7 %	7 %	6 %	5 %
減額対象の給料等の種類	給料及び期末手当			報酬及び期末手当		

ウ 実施期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)
平成18年度	350,125円	368,728円	△ 18,603円 (△ 5.05%)	△0.12%
		354,737円	△ 4,612円 (△ 1.30%)	

(注) 1 「民間給与」、「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。

2 「職員給与」、「較差」の下段は、減額措置を受けた後の額です。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)
平成18年度	4.04月	4.45月	△ 0.41月	△ 0.2月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高 等 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	332,260円	401,611円	41.2歳	355,043円	476,986円	42.7歳	365,672円	410,796円	41.4歳
		358,932円			382,911円			384,607円	
都道府県平均	359,070円	442,267円	43.0歳	357,546円	510,430円	41.3歳	406,191円	474,296円	43.7歳
国	329,728円	382,092円	40.3歳	341,705円	386,301円	42.1歳	—	—	—

区 分	小・中学校教育職	研 究 職	医 師 等 医 療 職

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	370,945円	413,149円	42.6歳	352,006円	419,646円	40.6歳	472,331円	885,118円	43.0歳
		388,760円			380,898円			806,475円	
都道府県平均	397,698円	459,807円	43.5歳	386,680円	458,330円	43.4歳	469,890円	894,171円	43.0歳
国	—	—	—	414,988円	540,052円	43.9歳	483,336円	699,280円	45.6歳

区 分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	320,227円	369,323円	41.2歳	308,396円	354,262円	39.3歳	346,515円	386,083円	45.4歳
		338,418円			318,914円			363,874円	
都道府県平均	357,578円	421,401円	42.8歳	328,866円	402,889円	38.6歳	340,397円	394,707円	47.1歳
国	324,883円	369,466円	42.2歳	295,007円	326,134円	37.5歳	—	—	—

- (注) 1 一般行政職は、警察職、教育職、研究職、医療職及び現業職の職員を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 現業職は、自動車運転士、道路技術員、調理師(員)等単純な労務に従事する職員に係るものです(以下同じ)。
4 平均給料月額は、手当を含まない給料(教職調整額を含む。(注)5に同じ。)の平均月額です。
5 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です(鳥取県の上段及び都道府県平均の数値)。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
6 鳥取県の給料、手当の額はいずれも減額措置を受けた後の額です(以下同じ)。
7 都道府県平均及び国の数値は、平成17年4月1日現在です。

(7) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県	国
一般行政職	大学卒	165,094円	170,200円
	高校卒	134,248円	138,400円
警 察 職	大学卒	191,769円	197,700円
	高校卒	151,514円	156,200円
高等学校	大学卒	184,785円	—
教 育 職	高校卒	142,590円	—
	小・中学校	大学卒	184,785円
教 育 職	高校卒	142,590円	—
	研 究 職	大学卒	169,556円
医 師 等 医 療 職	大学卒	264,960円	235,200円
薬 剤 師 等 医 療 職	大学卒	170,817円	176,100円
	短大3卒	160,050円	165,000円
看 護 師 等 医 療 職	短大3卒	181,099円	186,700円
現 業 職	高校卒	134,248円	—

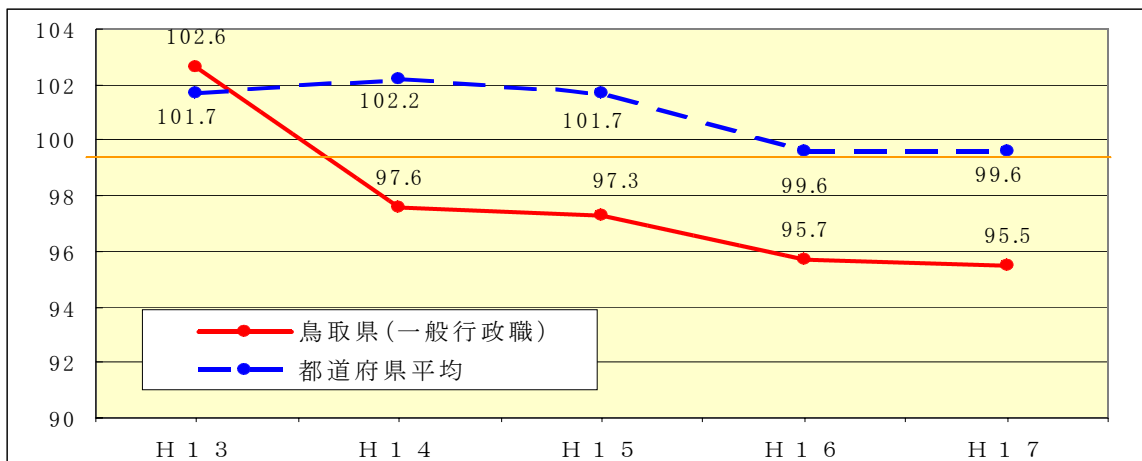
(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額(平成18年4月1日現在)

区 分	経験年数	10年	15年	20年	30年	40年 (大卒は35年)
	大学卒		264,505円	320,012円	370,391円	428,520円

一般行政職	高校卒	※ ¹ 221,798円	273,258円	323,154円	387,480円	437,455円
警察職	大学卒	282,976円	334,848円	379,104円	448,587円	461,448円
	高校卒	242,461円	286,828円	335,893円	412,525円	459,922円
高等学校	大学卒	298,229円	354,398円	392,967円	453,448円	479,403円
教育職	高校卒	－円	262,883円	※ ² 311,900円	－円	455,880円
小・中学校 教育職	大学卒	293,302円	353,999円	382,275円	442,617円	473,344円
研究職	大学卒	313,357円	361,404円	380,508円	－円	※ ³ 475,212円
現業職	高校卒	－円	267,922円	311,008円	381,072円	415,776円

(注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
2 ※1から3までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、それぞれ、経験年数11年、21年、36年の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
3 医療職については、経験年数別の職員数がいずれも少ないため、掲載していません。

(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況（過去5年間）

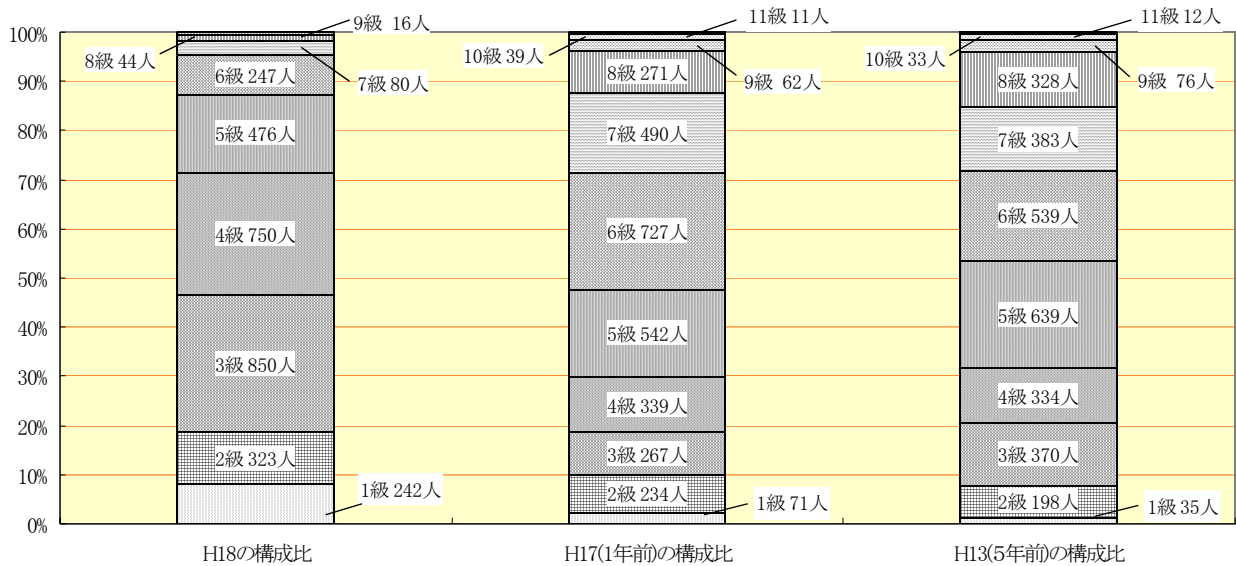


(注) ラスパイレス指数は、国を100とした場合の鳥取県の給与水準の割合を示す指標です。（各年4月1日現在）。100より大きいと県の平均給料が国を上回り、100より小さいと県の平均給料が国を下回っていることを表します。

(10) 一般行政職の級別の職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級（1・2級）	主事及び技師	242人	8.0%
2級（3級）	主事及び技師	323人	10.7%
3級（4・5級）	係長	850人	28.1%
4級（6級）	課長補佐	750人	24.7%
5級（7級）	課長補佐	476人	15.7%
6級（8級）	課長	247人	8.2%
7級（9級）	課長	80人	2.6%
8級（10級）	次長	44人	1.5%
9級（11級）	部長	16人	0.5%

(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
2 ()内の数値は、18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の対応級です。
3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(11) 昇給期間の短縮の状況

区 分		全 職 種	一般行政職	警 察 職	小・中学校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	現業職
平成17年度	職 員 数 (平成17年4月1日) A	11,876 人	3,129 人	1,190 人	3,796 人	1,711 人	362 人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,187 人	677 人	314 人	523 人	279 人	18 人
	比 率 B/A	18.4 %	21.6 %	26.4 %	13.8 %	16.3 %	5.0 %
平成16年度	職 員 数 (平成16年4月1日) A	11,830 人	3,139 人	1,171 人	3,781 人	1,697 人	377 人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,439 人	774 人	381 人	512 人	277 人	51 人
	比 率 B/A	20.6 %	24.7 %	32.5 %	13.5 %	16.3 %	13.5 %

区 分		研 究 職	医 師 等 医 療 職	薬 剤 師 等 医 療 職	看 護 師 等 医 療 職
平成17年度	職 員 数 (平成17年4月1日) A	213 人	21 人	197 人	100 人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	58 人	0 人	50 人	28 人
	比 率 B/A	27.2 %	0.0 %	25.4 %	28.0 %

(注) 1 昇給期間の短縮は、職員の勤務成績が特に良好である場合に行う特別昇給等により普通昇給の期間を短縮することをいいます(査定昇給制度の導入に伴い現在はすべて廃止されています。)

2 研究職及び医療職は、本年からの公表であるため、前年の集計数値はありません。

(12) 職員手当の状況 (平成18年4月1日現在)

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成18年度の支給割合及び成績率)

区 分	再任用職員以外の職員			再任用職員		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.4 月分 (1.2)	0.71 月分 (0.91)	2.11 月分 (2.11)	0.75 月分 (0.65)	0.35 月分 (0.45)	1.1 月分 (1.1)
12月期	1.6 月分 (1.4)	0.71 月分 (0.91)	2.31 月分 (2.31)	0.85 月分 (0.75)	0.4 月分 (0.5)	1.25 月分 (1.25)

計	3.0 月分 (2.6)	1.42 月分 (1.82)	4.42 月分 (4.42)	1.6 月分 (1.4)	0.75 月分 (0.95)	2.35 月分 (2.35)
---	-------------------	---------------------	---------------------	-------------------	---------------------	---------------------

- (注) 1 勤勉手当の成績率は、標準的な成績の職員に適用される率を掲げています。
 2 ()内の数値は、次長級以上の職員に適用される支給割合及び成績率です。
 3 制度については、国と同じです。
 (ウ) 支給実績 (平成17年度)

年間支給総額	支給職員数 (平成17年12月)	1人当たりの平均支給年額
18,808,785 千円	11,587 人	1,623,266 円

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員 (臨時的任用職員及び再任用職員を除く。) が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容 (平成18年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額 (退職日の給料月額 × 支給率) + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勲奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2% (最高20%) の加算があります。

(退職手当の基本額の支給率)

区 分	自己都合	勲奨・定年 早期退職
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
勤続 40 年	53.5 月分	59.28 月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以 降
第1号	50,000円	11級	9級
第2号	45,850円	10級	8級
第3号	41,700円	9級	7級
第4号	33,350円	8級	6級
第5号	25,000円	7級	5級
第6号	20,850円	6級	4級
第7号	16,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

- (注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。
 2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績 (平成17年度)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
6,482,957 千円 (5,785,281 千円)	289 人 (209 人)	22,432,378 円 (27,680,770 円)

- (注) 1 支給実績は、平成18年度から実施した退職手当の算定方法の見直し前の算定方法により算定した額です。
 2 ()内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容 (平成18年4月1日現在)

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めております。各地域の支給率は、次の「(ウ) 支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績 (平成17年度)

年間支給総額		36,573 千円	
支給職員数		89 人	
1人当たりの平均支給年額		410,933 円	
支給対象地域 (該当機関)	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
特別区 (東京事務所)	12 %	25 人	12 %
大阪市 (大阪事務所)	10 %	15 人	10 %
名古屋市 (名古屋事務所)	10 %	2 人	10 %
異動保障	0.8~12 %	47 人	0.8~12 %

(注) 「異動保障」は、異動により支給率が低くなる場合又は支給されなくなる場合に、円滑な人事管理を図る目的で、給与の減少を緩和するため、2年間に限り、異動前と同率の調整手当 (2年目からは異動前の率の8割) が受けられることとする特別の措置です (平成18年度以降廃止)。

(エ) 平成22年度の制度完成時

支給対象地域 (該当機関)	支給率	国の制度 (支給率)
特別区 (東京事務所)	18 %	18 %
大阪市 (大阪事務所)	15 %	15 %
名古屋市 (名古屋事務所)	12 %	12 %

(注) 平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容及び支給実績 (平成17年度)

年間支給総額		320,859 千円			
1人当たりの平均支給年額		60,930 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		47.6 %			
手当の種類 (手当数)		48 種類			
手当	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
税務手当	県税事務所職員	職員が納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う県税の賦課徴収に関する業務	日額1,160円 (4時間未満60/100)	2,167千円	57人
防疫等業務手当	保健所職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護 (患畜の飼育) 又は病原体の付着した物件等の処理作業、結核患者の療養指導業務等	日額290円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)	116千円	24人
社会福祉業務手当	社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、心理判定員、心理療法士及び保健師	福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は婦人相談所において生活困難者等に対して行う相談、指導、給付、貸付、調査その他の福祉サービスに関する業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日~7日 30/100 8日~14日 60/100 対象業務に従事することを常例としない職員 日額610円 (限度月額11,000円) (4時間未満60/100)	7,849千円	70人

放射線取扱手当	診療放射線技師、医師及び看護師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	診療放射線技師 日額230円 診療放射線技師以外 透視 1回5円 治療等 1回3円 (限度月額5,000円)	114千円	33人
	産業技術センター研究員	放射線を金属に対して照射する作業	日額230円		
医療業務手当	総合療育センターに勤務する医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額68,000円 同副院長等 月額44,000円 同医長等 月額37,000円 医師等 月額30,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	3,537千円	11人
	精神保健福祉センター、保健所等に勤務する医師及び歯科医師		所長等 日額1,880円 保健所の課長等 日額1,660円		
航海手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	沿岸3マイル以遠の海域における取締、試験調査、実習又は講習のための航海勤務	日額290円	1,268千円	50人
漁労手当	水産試験船又は実習船の乗組員	遠洋漁業実習又は試験調査のため魚貝等水産物を獲る作業に従事する業務	漁獲物の販売額から経費を差し引いた額の2割相当の額等を従事した職員数で按分した額	—	—
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額230円 (4時間未満60/100)	309千円	12人
麻薬等取締手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項に規定する職務(麻薬取締官に協力した場合を含む。)に従事する業務	日額890円	—	—
精神保健福祉業務手当	精神保健福祉センター職員及び保健所職員	精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務で精神障害者に接して行うもの	月額8,700円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	933千円	26人
			対象業務に従事することを常例としない職員 日額330円		
訓練指導手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	日額1,750円 (限度月額31,600円) (4時間未満60/100)	12,594千円	41人
			実技訓練を多く担当する職員 月額31,600円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	農業大学校に勤務する教授、助教授及び講師	生徒の実習指導業務	日額1,660円 (限度月額29,900円) (4時間未満60/100)		
			実習指導を本務とする職員 月額29,900円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100		

			8日～14日 60/100		
爆発物 検査手当	消防課職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の関係法令の規定に基づく完成検査、保安検査又は立入検査の業務	日額250円 （4時間未満60/100）	19千円	6人
狂犬病 予防等 業務手当	保健所職員	狂犬病の予防注射又は犬の捕獲、殺処分若しくは検診業務	日額420円 （4時間未満60/100）	405千円	25人
夜間看護 手当	総合療育センターに勤務する看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円	5,705千円	26人
潜水手当	栽培漁業センター職員及び警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間310円 30メートルまで 1時間780円 30メートルを超えるとき 1時間1,500円	96千円	26人
特殊現場 作業手当	県土整備局職員及び農林局職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な個所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導業務	20メートル未満 日額220円 20メートル以上 日額320円 （4時間未満60/100）	1,280千円	41人
		橋脚の基礎工事等において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、検査、測量、調査又は指導業務	日額220円 （4時間未満60/100）		
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査又は指導業務	日額560円 （4時間未満60/100）		
		ダムに係る作業場のうち勤務環境が劣悪であると認められるものにおける作業	日額690円		
		交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業	日額300円 （4時間未満60/100）		
家畜 保健衛生 業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務	月額15,800円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	4,878千円	30人
			所長及び室長の場合 日額870円 （限度月額15,800円） （4時間未満60/100）		
有害物等 取扱手当	試験場職員、産業技術センター職員及び高等技術専門校職員	密閉した建築物等において行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業 建築物等の内部で毒物及び劇物を取り扱う作業のうち大量のガスの発生を伴う作業	日額290円	559千円	62人
	農林局職員	毒物その他人体に有害な成分を含有する農薬の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額290円 （4時間未満60/100）		
環境衛生 検査等 業務手当	保健所職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査の業務	日額290円 （4時間未満60/100）	30千円	27人
	保健所職員及び衛生環境研究所職員	ばい煙又は粉じんの測定の業務のうち地上又は水面上15メートル以上の足場で行うもの 水質の測定の業務のうち美保湾及び日本海沿岸海域において船舶を使用して行うもの	日額230円 （4時間未満60/100）		
用地交渉 手当	県土整備局職員及び農林局職員	用地の取得のための折衝業務 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく建築物等の移転、除却等のための折衝業務	1時間320円	1,365千円	58人

災害応急 作業手当	職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間内の道路、港湾施設、ダム等において行う巡回監視	巡回監視 日額480円 (4時間未満60/100)	-	-
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、発生するおそれが顕著である、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間内の道路、港湾施設、ダム等において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	応急作業等 日額730円 (4時間未満60/100)		
	県土整備局職員 及び農林局職員	洪水警戒体制時においてダムのゲートを操作して貯留された流水を放流する作業	日額480円 (4時間未満60/100)		
航空機 搭乗業務 手当	操縦士の資格を 有する警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円	3,789千円	23人
	航空整備士の資格を 有する警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円		
	防災局職員及び 警察職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務及び教育訓練作業 捜索救難、犯罪の捜査等、警備、交通取締りその他の警察活動のための作業	1時間1,900円		
夜間定時制 業務兼務 手当	教育職員	全日制課程の授業と兼務して行う夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間830円	193千円	5人
乗船実習 指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	1,882千円	10人
多学年 学級担当 手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学級以上担当 日額350円 2学級 日額290円	1,613千円	33人
教員特殊 業務手当	教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時等の緊急業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,000円 救急業務の場合 日額3,200円	85,971千円	3,079人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの	日額3,000円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等に行うもの	日額1,700円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	日額1,200円		
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
教育業務 連絡指導 手当	小学校、中学校、高等専修校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等の業務	日額200円	53,846千円	1,192人
作業手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	月額10,100円 対象作業に従事することを常例としない職員 日額560円 (4時間未満60/100)	45,698千円	737人
	警察職員	警ら、立ち番、見張り及び巡回連絡作業	月額6,200円	23,380千円	512人

		対象作業に従事することを常例としない職員 日額340円 (4時間未満60/100)		
警察職員	現場における犯罪鑑識作業	月額10,100円 対象作業に従事することを常例としない職員 日額560円 (4時間未満60/100)	3,212千円	60人
	現場以外における犯罪鑑識作業	月額5,100円 対象作業に従事することを常例としない職員 日額280円 (4時間未満60/100)		
警察職員	道路上で行う自動車の運転免許技能試験作業	日額230円 (4時間未満60/100)	67千円	7人
警察職員	交通取締用自動車等に乗車して行う交通取締作業又は交通捜査作業	月額10,100円 対象作業に従事することを常例としない職員 日額560円 (4時間未満60/100)	15,252千円	360人
	交通取締作業のうち、交通取締自動車等に乗車して行うもの以外のもの	日額310円 (4時間未満60/100)		
警察職員	死体取扱作業	1体3,200円 検視を行う警察官以外の警察職員 日額1,600円	7,507千円	486人
警察職員	看守作業	日額230円 (4時間未満60/100)	4,154千円	140人
警察職員	けん銃操法指導作業	日額230円 (4時間未満60/100)	31千円	6人
警察職員	緊急自動車及び緊急な用務を遂行するための警察用自動車の運転作業	日額420円 (4時間未満60/100)	—	—
警察職員	警備用船舶の運航作業	日額230円 (4時間未満60/100)	40千円	2人
警察職員	無線電話局のうち、固定局、基地局又は移動局において行う警察無線電話による通信作業	日額230円 (4時間未満60/100)	621千円	14人
警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	日額460円 (4時間未満60/100)	—	—
警察職員	サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—
警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	—	—
警察職員	特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差し押さえ、検証等の捜査活動又は特殊危険物質等の処理作業	1回5,200円	—	—
	特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしていない状況下で行う特殊危険物質等の処理作業	1回2,600円		
警察職員	天皇等の警衛作業に従事する警察職員	日額1,150円	24千円	19人
	その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	—	—
警察職員	防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う、銃器等を使用している犯罪現場における犯人の	日額1,640円	—	—

		逮捕等の作業			
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う、銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において突発的に発生した作業に従事する犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	1,391千円	377人
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間における勤務のうちその一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる勤務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 1回730円 （6時間未満410円）	27,638千円	535人
特 殊 自 動 車 運 転 等 務 手 当	職員	特殊自動車を運転する業務	日額300円 （4時間未満60/100）	1,323千円	180人
	運転士、自動車整備士及び道路技術員	特殊自動車を使用して行う除雪業務	日額300円 暴風雪警報又は大雪警報発令時に行われた場合 日額450円 （4時間未満60/100）		
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務	日額290円		

（注） 制度内容及び支給実績は、平成18年度から実施した特殊勤務手当の適正化以前のものです。

オ 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成17年度	2,394,067千円	9,967人	240,199円
平成16年度	2,177,386千円	9,919人	219,517円

カ その他の手当等

区 分	制度内容（平成18年4月1日現在）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成17年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人目 ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人目まで エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで オ 配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降 カ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額）	同じ。	—	(総額) 1,386,141千円 (職員数) 5,678人 (平均) 244,125円
	例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 13,000円 + イ 6,000円 + カ 5,000円 = 24,000円			
住居手当	借家・借同居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ。	—	(総額) 627,737千円 (職員数) 4,814人 (平均) 130,398円
	自己所有宅居住者 月額1,500円（新築又は購入時から5年間に限り2,500円）支給			

	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ。	—	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕	同じ。	—	(総額) 1,053,353 千円 (職員数) 9,586 人 (平均) 109,885 円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給	異なる。	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算	異なる。	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
	駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給	異なる。	鳥取県独自の制度	
給料の調整額 (平成18年度廃止)	職務の複雑さ、困難さ若しくは責任の度又は勤務条件が、同じ職務の級にある他の職種に比べて、著しく特殊である職を占める職員の給料を増額調整するものです。 (算定方法) 支給月額 = 調整基本額 × 調整数 (調整基本額) 5,100円から15,400円までの範囲内で給料表別及び職務の級別に定められています。 (調整数) 1から5までの範囲内で職務の内容に応じて定められています。(最高の5は、皆成学園で勤務し、重度知的障害児と起居を共にする保育士)	同じ。	—	(総額) 303,401 千円 (職員数) 1,083 人 (平均) 280,149 円
教職調整額	義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100			(総額) 900,505 千円 (職員数) 5,222 人 (平均) 172,444 円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 支給率 (支給率) 8/100から25/100まで(最高は部長級の職員)	同じ。	—	(総額) 806,509 千円 (職員数) 1,093 人 (平均) 737,886 円
初任給調整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,700円)	同じ。	—	(総額) 46,794 千円 (職員数) 21 人 (平均) 2,228,271 円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。	同じ。	—	(総額) 86,888 千円 (職員数) 291 人 (平均) 298,584 円
産業教育手当 (平成18年度廃止)	高等学校における農業、水産、工業等の課程を主に担当する教育職員に対し、実習を伴うこと等の職務の特殊性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。(算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 10/100			(総額) 98,528 千円 (職員数) 189 人 (平均) 521,310 円

(定時制通信教育手当を受けている職員の場合6/100)														
へき地手当等 (平成18年度 から支給率の 引き下げ)	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率が定められています。 (へき地手当に準ずる手当は1/100)			(総額) 39,714 千円 (職員数) 94 人 (平均) 422,492 円										
定時制通信 教育手当	高等学校の教育職員のうち、定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 10/100 (管理職手当を受けている職員の場合は8/100)			(総額) 47,868 千円 (職員数) 90 人 (平均) 531,870 円										
農林漁業改良 普及手当 (平成18年度 廃止)	農林漁業の改良普及事業に従事する職員に対して、その職務が専門知識を必要とし、かつ、巡回指導等の不規則な勤務形態を伴うこと等の特殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 12/100 (専門技術員の場合は8/100)			(総額) 78,291 千円 (職員数) 166 人 (平均) 471,635 円										
特 地 勤 務 手 当 等	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 4/100 (特地勤務手当に準ずる手当の支給割合については、別に定められています。)	同じ。	—	(総額) 1,246 千円 (職員数) 5 人 (平均) 249,151 円										
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額 3,970円から6,620円までの範囲内で定められています。	同じ。	—	—										
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ。	—	(総額) 275,594 千円 (職員数) 9,967 人 (平均) 27,651円										
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌朝5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ。	—	(総額) 101,875 千円 (職員数) 9,967 人 (平均) 10,221 円										
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり次の額を支給します。 <table border="1" data-bbox="347 1653 951 1809"> <tr> <td rowspan="2">一般の 宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、 事件当直者、学寮当 直者等</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額です。	一般の 宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、 事件当直者、学寮当 直者等	一 般	特定幹部職員	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ。	—	(総額) 293,577 千円 (職員数) 914 人 (平均) 321,201 円
一般の 宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、 事件当直者、学寮当 直者等											
	一 般	特定幹部職員												
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円											
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、部長級の職員等の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/00を乗じた額を支	同じ。	—	(総額) 8,196 千円 (職員数) 1,093 人 (平均) 7,499 円										

	給します。			
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給する手当です。 (支給月額) 給料月額に応じて、月額5,000円から20,200円までの範囲内で定められています。			(総額) 934,928 千円 (職員数) 5,476 人 (平均) 170,732 円

(注) 1 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当は、平成18年度から廃止（へき地手当等は支給率を引下げ）しました。

2 「平成17年度支給実績」欄の「(総額)」は平成17年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成17年度支給職員数（一部は、平成17年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(13) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等（平成18年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	退 職 手 当
知 事	1,158,780 円 (1,246,000 円)	(算定方法) 給料(報酬)月額 × 145/100 × 支給割合 (支給割合) 6月期 1.6 月分 12月期 1.7 月分 計 3.3 月分	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知事 70/100 副知事 50/100 出納長 35/100 (支給時期) 最後の任期の退職時 (1期の手当額) 42,737,800円
副知事	905,820 円 (974,000 円)		
出納長	763,530 円 (821,000 円)		
議 長	864,900 円 (930,000 円)		
副議長	762,340 円 (811,000 円)		
議 員	719,150 円 (757,000 円)		

(注) 1 給料・報酬月額の内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、平成18年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(49月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成17年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	13,905,360 円	5,544,763 円	19,450,123 円
副知事	7,860,180 円	2,232,847 円	10,093,027 円
出納長	9,219,960 円	3,653,492 円	12,873,452 円
議 長	10,378,800 円	4,138,547 円	14,517,347 円
副議長	9,148,080 円	3,647,798 円	12,795,878 円
議 員	310,672,800 円 (8,629,800 円)	123,880,788 円 (3,441,133 円)	434,553,588 円 (12,070,933 円)

(注) 1 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

2 平成17年4月1日から同年7月10日までの間、副知事の職は空席であったため、「副知事」欄の額は同年7月11日以降の額です。

(14) 企業局（電気事業、工業水道事業及び埋立事業）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成17年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,820,150千円	69,556千円	425,539千円	23.4 %	22.5 %
工業水道事業	680,665千円	△ 40,866千円	117,852千円	17.3 %	18.2 %
埋立事業	386,498千円	△ 44,479千円	21,419千円	5.5 %	6.5 %

(イ) 予算 (平成18年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
電気事業	47 人	186,257千円	45,526千円	76,405千円	308,188千円	6,557 千円
工業用水事業	15 人	54,573千円	12,494千円	22,232千円	89,299千円	5,953 千円
埋立事業	2 人	9,619千円	2,110千円	4,524千円	16,253千円	8,127 千円

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥 取 県	42.0 歳	341,125 円	546,432 円
	団体平均	39.9 歳	367,355 円	597,547 円
工業用水事業	鳥 取 県	36.0 歳	315,750 円	496,105 円
	団体平均	44.5 歳	387,785 円	612,467 円
埋立事業	鳥 取 県	41.0 歳	415,791 円	677,208 円
	団体平均	45.7 歳	420,794 円	659,145 円

- (注) 1 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。
2 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。
3 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です (以下同じ)。

ウ 職員の手当の状況 (平成18年4月1日現在)

- (ア) 期末手当・勤勉手当
(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成17年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数 (平成17年12月)	1人当たりの平均支給年額
103,344 千円	66 人	1,565,825 円

- (イ) 退職手当
(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成17年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
59,562 千円 (58,915 千円)	3 人 (2 人)	19,853,876 円 (29,457,655 円)

- (注) 1 支給実績は、平成18年度から実施した退職手当の算定方法の見直し前の算定方法により算定した額です。
2 ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

- (ウ) 地域手当
(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成17年度支給実績) なし

- (エ) 特殊勤務手当
(制度概要) 一般職の職員と同じです。
(平成17年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		7,955 千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		172,936 円			
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合		66.7 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		7 種 類 (うち一般行政職の職員と共通のもの3種類)			
手当の	主な支給	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員

名 称	対象職員				(延べ)
発電所等 管理業務 手 当	発電所又は工業 用水施設に勤務 する職員	発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	月額21,600円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	4,865千円	45人
			対象作業に従事することを常例としない職員 日額1,200円 (限度月額21,600円) (4時間未満60/100)		
発電集中 制御業務 手 当	東部事務所職員	発電集中制御に関する業務	月額21,600円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	1,575千円	15人
			対象作業に従事することを常例としない職員 日額1,200円 (限度月額21,600円) (4時間未満60/100)		
特殊現場 作業手当	企業職員	一般行政職の職員に同じ。		—	—
発 電 用 導水路等 設置作業 手 当	企業職員	職員が著しく足場が不安定で危険な個所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額1,040円 (4時間未満60/100)	—	—
災害応急 作業手当	企業局員	一般行政職の職員に同じ。		—	—
工業用水 送水機器 操作保守 業務手当	東部事務所職員 及び西部事務所 職員	工業用水の送水機器の困難な操作及び保守の業務	月額21,600円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	1,515千円	10人
			対象作業に従事することを常例としない職員 日額1,200円 (限度月額21,600円) (4時間未満60/100)		
用地交渉 手 当	企業職員	一般行政職の職員に同じ。		—	—

(注) 制度内容及び支給実績は、平成18年度から実施した特殊勤務手当の適正化以前のものです。

(オ) 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成17年度	17,579千円	63人	279,036円
平成16年度	14,678千円	63人	232,981円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成18年4月1日現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	平成17年度支給実績	
扶養手当	ア 配偶者	同じ。	—	(総額) 8,634千円 (職員数) 41人 (平均) 210,573円	
	イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人目 まで				月額13,000円
	ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の 扶養親族のうち1人目まで				1人月額6,000円 月額6,500円
	エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち				月額11,000円

	<p>1人目まで オ 配偶者以外の扶養親族のうち3人目 1人月額5,000円以降 カ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額）</p>			
住居手当	<p>借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給</p> <p>-----</p> <p>自己所有宅居住者 月額1,500円（新築又は購入時から5年間に限り2,500円）支給</p> <p>-----</p> <p>単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>	同じ。	—	<p>(総額) 5,006 千円 (職員数) 31 人 (平均) 161,468 円</p>
通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。〕 ・1月当たり55,000円を上限とする。</p> <p>-----</p> <p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給</p> <p>-----</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p> <p>-----</p> <p>駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給</p>	同じ。	—	<p>(総額) 6,634 千円 (職員数) 63 人 (平均) 105,305 円</p>
管理職手当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 支給率 (支給率) 16/100～から25/100まで（最高は局長）</p>	同じ。	—	<p>(総額) 6,020 千円 (職員数) 6 人 (平均) 1,003,349 円</p>
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。</p>	同じ。	—	<p>(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円</p>
特地勤務手当等	<p>生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするため、支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 支給率 (支給率) 支給対象公署によって4/100又は8/100の率が定められています（ただし、特地勤務手当に準ずる手当については別に定められています。）。</p>	同じ。	—	<p>(総額) 989 千円 (職員数) 4 人 (平均) 247,232 円</p>
休日勤務手当	<p>休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100</p>	同じ。	—	<p>(総額) 4,891 千円 (職員数) 63 人 (平均) 77,638 円</p>
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌朝5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100</p>	同じ。	—	<p>(総額) 2,854 千円 (職員数) 63 人 (平均) 45,298 円</p>

宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。 (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ。	—	(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません)。 (支給額) 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、局長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/00を乗じた額を支給します。	同じ。	—	(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円

(注) 「平成17年度支給実績」欄の「(総額)」は平成17年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成17年度支給職員数(一部は、平成17年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(15) 病院事業(中央病院及び厚生病院)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成17年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成17年度	13,981,419千円	83,663千円	7,051,860千円	50.4 %	48.9 %

(イ) 予算(平成18年度)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成18年度	772 人	3,214,984千円	1,238,295千円	1,341,346千円	5,794,625千円	7,506 千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	40.6 歳	333,972 円	392,995 円
県(一般行政職)	41.2 歳	332,260 円	401,611 円

ウ 職員の手当の状況(平成18年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成17年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成17年12月)	1人当たりの平均支給年額
1,203,294 千円	723 人	1,664,307 円

(イ) 退職手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成17年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
870,428 千円 (816,792 千円)	54 人 (32 人)	16,119,029 円 (25,524,741 円)

(注) 1 支給実績は、平成18年度から実施した退職手当の算定方法の見直し前の算定方法により算定した額です。
2 ()内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成17年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当
 (制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
 (平成17年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		147,956 千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		290,109 円			
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合		68.3 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		5 種 類 (うち一般行政職の職員と共通のもの3種類)			
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	支 給 単 価 等	年 間 支 給 額	支 給 人 員 (延べ)
放射線取扱手当	診療放射線技師	一般行政職の職員と同じ。		3,628千円	142人
結核病棟等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額290円 (4時間未満60/100)	1,030千円	16人
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額75,000円 副院長及び局長 月額68,000円 部長 月額56,000円 医長及び副医長(3級の職務にあるもの) 月額44,000円 医長及び副医長(2級の職務にあるもの) 月額37,000円 その他 月額30,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	51,348千円	98人
夜間看護等手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円	91,939千円	432人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,240円		
救急自動車運転等業務手当	運転士及び自動車整備士	緊急用務のための救急自動車の運転業務 感染症の患者等を自動車で移送する業務	日額290円	10千円	1人

(注) 制度内容及び支給実績は、平成18年度から実施した特殊勤務手当の適正化以前のものです。

(オ) 時間外勤務手当
 (制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
 (平成17年度支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成17年度	399,500千円	703人	568,279円
平成16年度	366,709千円	704人	520,893円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成18年4月1日現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	平成17年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者			(総額) 68,365千円

	イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人目まで エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで オ 配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降 カ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額）	1人月額6,000円 月額6,500円 月額11,000円 1人月額5,000円 1人月額5,000円	同じ。	—	(職員数) 285人 (平均) 239,876円
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 ----- 自己所有宅居住者 月額1,500円（新築又は購入時から5年間に限り2,500円） 支給 ----- 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を 借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額		同じ。	—	(総額) 36,604千円 (職員数) 244人 (平均) 150,018円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 （・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。） ・1月当たり55,000円を上限とする。 ----- 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内 で支給 ----- 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 ----- 駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けてい る職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を 負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当 する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給		同じ。	—	(総額) 50,977千円 (職員数) 640人 (平均) 79,652円
給料の調整額 （平成18年度 廃止）	職務の複雑さ、困難さ若しくは責任の度又は勤務条件が、同 じ職務の級にある他の職種に比べて、著しく特殊である職を 占める職員の給料を増額調整するものです。 （算定方法）支給月額 = 調整基本額 × 2（調整数） （調整基本額） 5,100円から13,000円までの範囲内で給料表別及び職務 の級別に定められています。		同じ。	—	(総額) 10,798千円 (職員数) 46人 (平均) 234,732円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支 給する手当です。 （算定方法）支給月額 = 給料月額 × 支給率 （支給率） 14/100から25/100まで（最高は院長）		同じ。	—	(総額) 43,665千円 (職員数) 44人 (平均) 992,387円
初任給調整 手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給 与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当で ず。 （支給月額） 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められていま す。（最高月額216,700円）		同じ。	—	(総額) 208,742千円 (職員数) 88人 (平均) 2,372,063円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活 を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 する手当です。 （算定方法） 支給月額 = 23,000円 + 加算額 （加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000 円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距 離が100キロメートル未満の場合は加算はありません。		同じ。	—	(総額) 696千円 (職員数) 2人 (平均) 348,000円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間 中に勤務した場合に支給する手当です。		同じ。	—	(総額) 90,199千円 (職員数) 703人

	(算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100			(平均) 128,306 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌朝5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ。	—	(総額) 54,704 千円 (職員数) 703 人 (平均) 77,816 円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。 (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ。	—	(総額) 40,263 千円 (職員数) 147 人 (平均) 273,898 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません)。 (支給額) 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、院長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/00を乗じた額を支給します。	同じ。	—	(総額) 8,349 千円 (職員数) 44 人 (平均) 189,750 円

(注) 1 給料の調整額は、平成18年度から廃止しました。

2 「平成17年度支給実績」欄の「(総額)」は平成17年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成17年度支給職員数(一部は、平成17年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成18年4月1日現在)

一般行政職員の勤務時間は、以下のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時30分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成17年)

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

平成17年は、職員1人当たり平均10.2日の年次有給休暇を取得しています。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況(平成17年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	平成17年度	平成16年度
一般行政職員	12.9時間	13.4時間
警察官	53.0時間	53.2時間

(注) 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇の状況(平成18年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに应付する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし。

8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ。）
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ。
職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、1日2回各30分以内
生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い。
妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
小学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて連続する4日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る。（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます。）
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
地震、水害、火災その他の災害時において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）
無給休暇（介護休暇）	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間
無給休暇（海外随伴休暇）	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間

(5) 修学部分休業の状況（平成17年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）をすることができます。

平成17年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(6) 育児休業の状況（平成17年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）をすることができます。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	4件	85件	2件	101件	—	1件	6件	187件
期間延長件数	—	15件	—	31件	—	—	—	46件
失効、取消	—	11件	—	—	—	—	—	11件

(7) 旅費の制度の概要（平成18年4月1日現在）

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
特別職	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
特別職	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
特別職	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合のみ支給されます。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限の件数（平成17年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職及び降給の4種類があります。

区 分	休職	降任	計
一般行政職等	100件	1件	101件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	100件	—	100件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件
教 員	32件	—	32件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	32件	—	32件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
警 察 官	2件	—	2件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	2件	—	2件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
計	130件	1件	131件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	130件	—	130件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件

(注) 降給及び免職の処分者は、該当なし。

(2) 職員の懲戒等の件数（平成17年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	注意	訓告・訓戒
一般行政職等	8件	6件	2件	—	16件	32件	16件
法令に違反した場合	1件	2件	—	—	2件	1件	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	6件	2件	—	—	8件	20件	1件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	2件	2件	—	5件	11件	15件
教 員	—	2件	3件	1件	6件	3件	23件
法令に違反した場合	—	2件	1件	—	3件	3件	2件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	2件	—	2件	—	7件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	1件	1件	—	14件
警 察 官	—	—	—	—	—	3件	—
法令に違反した場合	—	—	—	—	—	2件	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	1件	—
計	8件	8件	5件	1件	22件	38件	39件
法令に違反した場合	1件	4件	1件	—	6件	6件	2件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	6件	2件	2件	—	10件	20件	8件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	2件	2件	1件	6件	12件	29件

5 職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数（平成17年度）

地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問及び評議員並びに当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	4件	—	4件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	40件	—	40件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（消防団員、大学の非常勤講師等）	59件	153件	212件
計	103件	153件	256件

(注) 1 警察官は、実績なし。

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数（平成17年度）

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	警察官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	—	—	—
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	—	5件	5件
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	2件	—	2件
計	2件	5件	7件

(注) 1 教員は、実績なし。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の種類及び実施状況（平成17年度）

区分	研修の種類	具体的な取組	参加者	修了者
自治研修所 (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識・管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員研修、2から7年程度の若手職員研修、新任係長研修等）	1,294人	1,276人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修（政策形成能力分野、法務能力分野、住民対応能力分野、組織業務管理能力分野等に関する研修）	1,215人	1,168人
	職場支援研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能率の向上を目的とした研修（新規採用職員トレーナー育成講座、部下育成の進め方講座、部内講師養成講座等）	1,499人	1,485人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、通信教育等）	216人	167人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎的知識の習得のほか、教科等の指導力の向上等を目的とした研修（初任者研修、新規採用教員研修又は教職経験者研修（3、6、10年））	601人	601人
	職務研修	職務ごとに必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修（校長・教頭等を対象とした学校経営研修、養護教諭又は障害児学級担当教諭の研修等）	2,723人	2,723人
	専門研修	幼児教育、校務能率の向上等に関する専門的知識・技能を図る研修を希望制により実施（障害児教育、校務能率の向上又は教科の指導力の向上に関する研修等）	4,457人	4,457人
警察学校 (警察職員対象)	基本課程	階級や部門ごとに必要となる知識・能力等の習得を目的とした研修（初任科、初任総合科、一般職員初任科、部門別任用科、警部補任用科又は巡査部長任用科）	170人	169人
	専科	特定分野に関する専門的知識・技能等の習得を目的とした研修（警護専科、体育指導者専科、留置管理業務専科、知能・暴力犯捜査専科、地域実務専科、被害者対策専科、けん銃指導者専科等）	255人	255人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要（平成18年4月1日現在）

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、公務能率評定を実施しています。

評定は、原則として全職員を対象に5段階の絶対評価で年2回（10月及び2月）行っており、上司と部下との面談で、評定結果の開示や、業務目標管理を取り入れた自己申告制度により、部下の意欲向上につながる指導・助言を行うほか、評定結果を給与（昇給・勤勉手当）や人事配置に反映させています。

7 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成17年度）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	選任すべき事業所数	選任者数
知事部局等	4	4	5	5	17	17	20	41	41
教育委員会	-	-	-	-	29	29	29	17	17
警察本部	-	-	-	-	6	6	9	6	6

区分	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち安全衛生委員会として設置している事業所数
					選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	選任者数	
知事部局等	17	17	17	6	17	17	5	5	5
教育委員会	29	29	29	29	29	29	-	-	-
警察本部	6	6	6	6	6	6	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局、各種委員会を含みます（以下同じ）。

(2) 職員のための福利厚生活動事業（平成17年度）

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名	事業の概要・目的	平成17年度 決算額
職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	4,247千円
職員診療所運営事業	職員の健康管理及び診療を行う施設として、職員診療所の運営を実施	4,191千円
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	31,700千円
健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	
メンタルヘルス対策事	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、スト	2,129千円

業	レス度チェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施		
各種検診事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック、婦人検診等の各種検診事業を行う地方職員共済組合に対し負担金を交付（平成17年度は、人間ドック及び婦人検診事業費の一部を負担）	15,398千円	
職員互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するために各種福利厚生事業を行う職員互助会に対し補助金を交付（内容の見直しを行い、平成17年度は療養費等の給付事業を補助対象外とし、体育文化活動、ライフプラン等の事業を補助対象とした。）	6,540千円	
計		64,205千円	
教育委員会	健康管理担当医の配置	各県立学校に健康管理担当医を配置し、教職員の健康管理を実施	2,068千円
	職員健康管理審査会の開催	教職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、職員健康管理審査会を開催	306千円
	衛生管理体制の整備	衛生管理者の資格取得の推進及び衛生管理者研修会を開催し、職場内での安全、衛生及び健康を確保。また、市町村教育委員会に対し、研修会を開催し、衛生管理体制の充実について啓発を実施	159千円
	職員健康診断事業	教職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	19,786千円
	受動喫煙防止対策事業	完全分煙を徹底するとともに、研修会等を通して喫煙による健康障害に対する正しい理解と禁煙へ向けての取組を支援	13千円
	教職員心の健康対策事業	心の健康を損なう教職員の減少へ向け、相談体制の整備、職場環境の改善、職員研修等を実施。また、休職者の復職支援及び再発防止を図るため、面接相談、職場適応相談会等を開催	868千円
	教職員互助会補助金	教職員が福利厚生制度を活用するため、各種福利厚生事業を行う職員互助会に対し補助金を交付。（内容の見直しを行い、平成17年度は廃止した。）	－
計		23,200千円	
県警本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	19,687千円
	生活相談事業	職員に対する生活相談を実施するため、専門相談員を配置	1,586千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気を予防し、及び心の健康を保持するため、メンタルヘルス相談を	164千円
	警察職員互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するため、各種福利厚生事業を行う職員互助会に対し補助金を交付（内容の見直しを行い、平成17年度は職務に関係する自己啓発活動、ライフプラン事業及び独身寮運営事業のみを補助対象とした。）	9,011千円
	計		30,448千円

(3) 職員の健康診断の状況（平成17年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,115人	4,038人	2,597人	2,303人	1,398人	1,390人
特定業務従事者健康診断	3,945人	3,702人	15人	14人	333人	319人

8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況
該当なし

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成17年度）

ア 県職員採用試験（大学卒業程度及び資格免許職）

＜第1次試験日 平成17年6月26日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
事務（法律・経済）	516人	157人	430人	133人	30人	7人	20人	5人	21.5倍
事務（文化芸術）	41人	27人	32人	22人	4人	2人	1人	－	32.0倍
事務（国際）	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1.0倍
事務（環境）	102人	39人	81人	29人	10人	3人	5人	3人	16.2倍
社会福祉（福祉）	38人	19人	31人	16人	5人	4人	4人	3人	7.8倍
社会福祉（心理）	29人	20人	27人	19人	8人	4人	6人	2人	4.5倍
総合化学	44人	16人	34人	13人	5人	－	2人	－	17.0倍
農 業	43人	17人	40人	16人	6人	2人	3人	2人	13.3倍
林 業	16人	12人	13人	11人	4人	3人	2人	2人	6.5倍
畜 産	12人	7人	9人	6人	4人	3人	2人	2人	4.5倍
土 木	64人	5人	49人	2人	6人	－	2人	－	24.5倍
建築	16人	5人	11人	4人	4人	1人	3人	－	3.7倍
電 気	24人	1人	20人	1人	4人	－	1人	－	20.0倍
獣 医 師	6人	2人	5人	2人	5人	2人	3人	2人	1.7倍
薬 剤 師	8人	3人	6人	1人	6人	1人	4人	1人	1.5倍
計	960人	331人	789人	276人	102人	33人	59人	23人	13.4倍

イ 県職員採用試験（高校卒業程度及び資格免許職）

＜第1次試験日 平成17年9月25日＞

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
一般事務	132人	57人	118人	47人	12人	5人	5人	3人	23.6倍
警察事務	141人	68人	116人	56人	18人	9人	7人	5人	16.6倍
土 木	7人	－	6人	－	2人	－	1人	－	6.0倍

司 書	150人	117人	109人	87人	11人	8人	3人	3人	36.3倍
計	430人	242人	349人	190人	43人	22人	16人	11人	21.8倍

(注) 司書は、資格免許職として実施

ウ 県職員採用試験(資格免許職) <第1次試験日 平成17年11月20日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
総合化学	26人	5人	18人	4人	7人	1人	2人	-	9.0倍
文化財主事	55人	28人	35人	16人	5人	2人	2人	1人	17.5倍
獣医師	2人	1人	2人	1人	1人	1人	-	-	-
保健師	12人	11人	9人	8人	8人	7人	2人	2人	4.5倍
保育士	50人	37人	38人	27人	19人	13人	10人	9人	3.8倍
理学療法士	11人	11人	7人	7人	4人	4人	2人	2人	3.5倍
作業療法士	6人	3人	4人	2人	2人	2人	1人	1人	4.0倍
言語聴覚士	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	1.0倍
船舶乗組員(航海士)	4人	-	3人	-	3人	-	2人	-	1.5倍
計	168人	98人	118人	67人	51人	32人	23人	7人	5.1倍

エ 警察官採用試験(大学卒業程度) <第1次試験日 平成17年7月10日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
警察官(男性)(平成17年10月採用)	90人	-	75人	-	51人	-	17人	-	4.4倍
警察官(男性)(平成18年4月採用)	140人	-	112人	-	47人	-	13人	-	8.6倍
警察官(男性)(男性・武道/柔道)	3人	-	3人	-	1人	-	1人	-	3.0倍
警察官(男性)(男性・武道/剣道)	6人	-	5人	-	1人	-	-	-	-
計	239人	-	195人	-	100人	-	31人	-	6.3倍

オ 警察官採用試験(高校卒業程度) <第1次試験日 平成17年9月18日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
警察官(男性)	191人	-	164人	-	51人	-	17人	-	9.6倍

カ 警察官採用試験(大学卒業程度(2回目)) <第1次試験日 平成17年11月20日>

職 種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性		うち女性	うち女性		
警察官(男性)	115人	-	90人	-	43人	-	13人	-	6.9倍
警察官(女性)	35人	35人	27人	27人	10人	10人	3人	3人	9.0倍
計	150人	35人	117人	27人	53人	10人	16人	3人	7.3倍

(2) 職員の選考の状況(平成17年度)

区 分	採 用 選 考				昇 任 選 考			
	知事 部局等	教育 委員会	警察 本部	計	知事 部局等	教育 委員会	警察 本部	計
行政職	部長相当職				7人			7人
	次長相当職	1人	1人	2人	14人	4人		18人
	課長相当職	2人	1人	3人	49人	3人	1人	53人
	課長補佐相当職	1人		1人	73人	18人	3人	94人
	係長相当職	6人			6人	82人	23人	112人
主事相当職	9人		1人	10人				
教育職	指導主査相当職				1人	1人		2人
	係長相当職	1人	16人	17人				
	助教諭相当職							
公安職	部長相当職						1人	1人
	課長相当職			2人	2人		8人	8人
	課長補佐相当職			3人	3人		13人	13人
	係長相当職			1人	1人			
	主任相当職			3人	3人			
係員相当職								
研究職	大規模所長相当職				1人			1人
	所長相当職		1人	1人	1人			1人
	所長補佐相当職							
	係長相当職					3人		3人
研究員相当職								
医	(1) 院長相当職							
	副院長相当職	1人		1人				
	部長相当職				1人			1人
	医長相当職	9人		9人	2人			2人
	医師相当職	5人		5人				

療 職	(2)	課長相当職				4人			4人	
		課長補佐相当職								
		係長相当職								
	(3)	衛生技師相当職								
		部長相当職								
		看護師長相当職	1人			1人	7人		7人	
		看護師相当職	57人		57人					
		計	93人	19人	11人	123人	242人	52人	33人	327人

(注) 選考採用は、主に国や他の地方公共団体等の職員を鳥取県の職員として採用する場合に行っているものです。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 給与報告・勧告の骨子

ア 平成17年の給与改定

(ア) 月例給の引下げ(2年ぶり)

- ・すべての給料表の給料月額引下げ(△0.3%)
- ・配偶者に係る扶養手当の引下げ(△500円)

(イ) 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(平成18年度から実施)

- ・勤勉手当の支給月数の引上げ(0.05月分)

(ウ) 獣医師に対する初任給調整手当の支給(平成18年度から実施)

- ・獣医師に対し、採用後6年間3万円を限度として初任給調整手当を支給

イ 給与構造の改革

給料表、諸手当制度全般にわたる給与構造の抜本的な改革を実施

- ・給料表水準の引下げ、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し総合勘案する。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 民間事業所従業員の給与の状況

人事院と共同で県内の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の159事業所のうちから110事業所を抽出し、従業員の個人別給与を実地調査し、県職員と比較した。

<公民比較[給与削減措置前]>

区分	県内民間(A)	県職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成17年4月分)	361,696円	367,557円	△5,861円(△1.59%)
特別給(平成16年8月~17年7月)	4.22月分	4.40月分	△0.18月分

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較である。

<公民比較[給与削減措置後]>

区分	県内民間(A)	県職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成17年4月分)	361,696円	350,115円	11,581円(3.31%)

(注) 特別給は、月例給と同率(4~6%)が削減されている。

イ 国家公務員の給与の状況

人事院においては、平成17年8月15日に俸給表及び扶養手当の引下げ並びに勤勉手当の引上げ等の勧告を行った。あわせて平成18年4月からの給与構造の改革についての勧告を行った。

※ 本県においては、国と概ね類似の給与制度をとっており、国との給与水準の比較(国公ラスパイレス指数)では、平成16年度は95.7であった。

<国公ラスパイレス指数(国=100)>

平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
103.0	103.4	102.6	102.6	97.6	97.3	95.7

※ 平成14年以降、本県の給料は減額後の額で比較している。

ウ 他の都道府県の職員の給与の状況

・他の都道府県においては、本県と概ね類似の給与制度をとっているところである。

・既に勧告を行った団体については、概ね人事院に準拠する勧告を行っている。

エ 生計費及びその他の事情

・勧告後の給与は、生計費を充足している。

・民間における経済、雇用情勢等は一部回復傾向がうかがえるものの、引き続き厳しい状況にある。

(4) 勧告の考え方

県内民間の状況、国や他の都道府県の職員給与との均衡、職員の職務に対する士気の確保、公務への人材確保、公務員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案する。

(5) 勧告の内容

ア 平成17年の給与改定

(ア) 月例給について(人事院勧告に準ずる)

- ・すべての給料表を一律0.3%引き下げる。
- ・教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、所要の改定を行う。
- ・配偶者に係る支給額を500円引き下げる(月額13,500円→13,000円)。
- ・医師の初任給調整手当を引き下げる(医師 最高307,900円→306,900円)。

(イ) 特別給(ボーナス)について

- ・勤勉手当を引き上げる(0.05月分)。

(ウ) 獣医師に対する初任給調整手当の支給

- ・獣医師に対し、採用後6年間3万円を限度として初任給調整手当を支給する。

(エ) 実施時期等

- ・改正給与条例の公布日の属する月の翌月から実施する。ただし、勤勉手当の支給月数の引上げ及び獣医師に対する初任給調整手当の支給については、平成18年度から実施する。
- ・所要の経過措置を設ける。
- ・なお、改定に伴う給与の調整は行わない。

イ 給与構造の改革関係

(ア) 給料表及び給与制度の見直し

- ・行政職給料表の水準を平均4.8%引き下げるとともに、現行1・2級及び4・5級を統合する。
- ・国において設けられる行政職給料表の新10級は設置しない。
- ・きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号給を4分割する。
- ・現時点の枠外者の在職実態を踏まえ、給料表において号給を増設する。
- ・枠外昇給制度を廃止する。
- ・行政職給料表以外の給料表についても行政職給料表との均衡を基本とし、所要の改定を行う。

(イ) 地域手当の新設

- ・現行の調整手当に替えて、県外事務所及び医師に対する地域手当を新設する。

※ ただし現行の調整手当の異動保障措置と同様の措置は導入しない。

(ウ) 勤務実績の給与への反映

- ・普通昇給と特別昇給を統合し、昇給を年1回に統一する。
- ・55歳昇給停止措置を廃止し、昇給幅を半分に抑制して昇給を可能とする。
- ・勤勉手当への勤務実績の反映について成績優秀者の人員分布を拡大する。

(エ) 実施時期等

- ・平成18年度から実施する。
- ・給料表の改定後の給料月額が改定前の給料月額に達しない職員について、差額相当分を支給する。
- ・平成21年度までの昇給について、標準の昇給幅を抑制する。
- ・その他所要の経過措置を設ける。

(6) 提言事項

ア 給与制度・運用の見直し

- ・主査主任制度など昇格制度の不適切な運用の早急な見直し
- ・諸手当等の見直し。

イ 子育て、家庭生活の支援

- ・子育て、介護のための短時間勤務制の導入についての検討

ウ 時間外勤務の縮減対策

- ・勤務時間の正確な実態把握と効果的な縮減対策の実施、労働基準法第36条の協定の締結

エ メンタルヘルス対策

- ・管理職の意識改革、安全衛生管理体制の整備

オ 女性職員の登用

- ・女性職員の登用を積極的に進めていく環境の醸成

カ 公務員倫理

- ・不祥事発生未然防止のため、実質的なチェックの徹底強化と倫理研修の検討

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数（平成17年度）

なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て件数（平成17年度）

なし